

中国における法の階級性論争

西村幸次郎 訳
野沢秀樹

訳者まえがき

一九五〇年代の後半、中国では、法の階級性についての論争が法の継承性との関連で展開された。当時の法の階級性論争においては、楊兆竜「法律の階級性と継承性」に批判が集中し、法の階級性を根拠に法の継承性を否定する考え方が支配的であった。

いわゆる林彪、「四人組」問題以降、「禁城」打破の上に、法の階級性論争が、『法学研究』誌上を中心に行なわれている。同誌には「法の階級性に関する討論(特別欄)」が設けられ、これまで次の諸論文が発表されている。

中国における法の階級性論争

(1)周凤萃「法は單純に階級闘争の道具か——合わせて法の社会性を論ずる」(一九八〇年第一期)

(2)唐琮瑤「社会主義法は労働者階級の意思の体现である」

(同右)

(3)劉翰 吳大英「法の階級性について——周凤萃、唐琮瑤両同志と意見交換する」(一九八〇年第三期)

(4)孔慶明「法律はどのように支配階級の意思を表現するか」

(同右)

(5)唐琮瑤「再び社会主義法の階級性について——劉翰、吳大英両同志に答える」(一九八〇年第五期)

(6)張居芳「法の階級性と法の作用」(同右)

(7) 武歩云「社会主義法律の階級性と客観性を議論する」(同右)

(8) 郭宇昭「法の概念試論」(一九八一年第二期)

(9) 張光博「法の階級性について」(同右)

これらの他に、関連論文として(10)呉家麟「法律の階級性と継承性について」(『寧夏大学学报』一九七九年第一期)、(11)呉大英、劉瀚「わが国の社会主義法の階級性について」(『学習与探索』一九八〇年第三期)がある。

右の諸論文のうち、相互に論争関係にある(1)(2)(3)(5)の四論文から論争の全体的内容がほぼ理解される。

基本的な論点は、中国社会主義法の本質を現在の發展段階との関連でどのように把握すべきかということになる。法の階級的道具性を強調していた、かつての傾向に対して法の「社会性」や「客観性」が主張され、後者が有力になりつつある。

このような動向は、法の継承の根拠および範囲に直接かかわるだけに法の継承性論争にも微妙に影響を与えていくものと思われる。この点、本誌前号(一五卷二号)に掲載の「最近の中国における法の継承性論争」を合わせて参照いただきたい。

翻訳は、早稲田大学大学院博士課程の野沢秀樹君と西村が分担したが、訳語の統一は基本的な用語についてのみ行ない、必ずしも細部にはわたっていない。

なお、原文注は、各論文の末尾に通し番号で() 印によって示し、訳著注は「」 印によって必要最小限にとどめている。(西村幸次郎)

周凤举「法は單純に階級闘争の道具か

——合わせて法の社会性を論ずる——

長年にわたって人々は法を階級闘争の道具とみなし、国家と結びつけて、法は国家の発生にともない生じ、また国家の消滅にともないなくなると考えてきた。私は、この見方は正しくなく、少なくとも全面的なものではないと考えている。

一

まず、この見方は、人類社会の發展の歴史的事実に合致していない。

すでに階級もなく、階級闘争もなく、国家もなかった原始共产制の氏族社会において、法なるものはあらわれており、それは、当時の人類がまだ文字をもたなかったことから成文ではないにしても、当時の単純な経済的土台のうえに生まれ、当時の人々の間の関係を調整し、社会の生産、生活秩序を維持するうえで、確かな役割を發揮していた。

このようにいうと、ある人々は奇怪に感じるだろう。というのは、現在の法についての定義にしがってみると、それは價

習といえるだけで法とはいえないからである。しかし我々は問題をみるのに定義から出発することはできない。ある事物がどのような名称でよばれるかは緊要なことではなく、鍵はその内容および属性である。我々の今日の法もすべてが法といわれるのではなく、憲章、公約、条例、通則、法令、規定、弁法等、各種の名称がある。このような名称は、あれこれの違いがあるのだが、全体としていえば、法の本質を失ってはいないのである。更に慣習についていえば、いくつかの国家、例えばイギリスでは、多くの慣習法をとり入れていることはよく知られているところである。

原始社会の諸制度および慣習の法的性質も、私がかつてにあたえたものではなく、革命の教師たちがこれについてすでに論じているのである。一九世紀後半、マルクス、エンゲルスおよび彼らが十分に敬意をはらったアメリカの学者モルガンらは、古代原始社会の組織、制度、慣習および秩序などについて、多年にわたって考察し、研究を深めている。彼らはこの問題をどのようにみていたか？

エンゲルスは法の起源について語った際に次のようにいっている。「社会のある発展段階、きわめて初期の発展段階で、日々にくりかえされる生産物の生産、分配および交換の行為を、ひとつの共通の規則のもとにまとめて、個々人を生産および交

換の共通の諸条件に服従させるようにとりはからう必要が生まれてくる。この規則は、はじめは慣習だが、やがて法律になる」と。ここでエンゲルスが階級闘争を法の発生の条件としていることに注目してもらいたい。

オーストラリア人の分族群婚制について語る際に次のようにいっている。「ヨーロッパ人が不倫と無法律とを見るところに、実際には厳格なおきてがおこなわれているのである。……この両者をたがいに相手方のものと定めているその同じ道徳律が、たがいに所属し合う婚姻分族のそとでの肉交を、追放の刑罰をもつていっさい禁止するのだ。しばしば、また多くの地方で常習となつていふことだが、妻を略奪する場合でさえ、この分族のおきては注意ぶかく守られる」と。

また、古代の社会関係を現代文明が破壊したことについて語った際、次のようにいっている。「資本主義的生産は、あらゆる物を商品に転化することによって古来のあらゆる伝統的な関係を解体させ、(従来の慣習や歴史的な権利を、売買、『自由』契約とおきかえた³⁾)と」。

マルクスはモルガンの話をひき合いに出して次のようにいう。「グラッドストン氏は、『その著『世界の青春』のなかで』……英雄時代のギリシアの首長たちを、国王や君主として、そのうえジ、エン、トル、マンの性質のおまけまでつけて、読者に紹介

しているが、その彼 (Gutstein) でさえ、『長子相続の慣習⁵、または法律は、明確すぎるほどはっきりとはないが、概して十分はっきりと存在していたと思われる』と、認めざるをえないのである⁽⁶⁾と。

原始社会には「歴史的な権利」、「厳格な法則」および明らかに法の性質をそなえた慣習、制度等があっただけでなく、訴訟活動や裁判制度があった。この制度はほとんどが軍事の最高責任者によって氏族の全成員の参加の下で行なわれた。次のことをみてもらいたい。

古代ギリシアの「パシレウスは、軍事的職権のほかに、さらに神官および裁判官の職権ももっていた。後者はくわしく規定されてはいないが、前者は部族または部族同盟の最高代表者としてのその資格によるものであった⁽⁵⁾」。

古代ローマでは、「最後に、元老院および民会とならんで、lex⁶がいたが、これは、ギリシアのパシレウスにそっくり対応するもので、モムゼンが描いているような、ほとんど絶対的な王ではけつてなかった。彼もまた軍統帥者であり、神官長であり、またある種の裁判所の長官であった。彼は、軍統帥者としての懲罰権、または裁判所長官としての判決執行権から生じるものでないかぎり、市民の生命、自由、財産にたいする民政上の権能あるいは権力を、まったくもっていなかった⁽⁶⁾」。

「それは同時に裁判会議でもある。ここで告訴が提出され、判決がくだされる。ここで死刑の判決がくだされる。しかも、死刑は、卑怯と、人民にたいする裏切りと、反自然的な肉欲とにだけ科せられるのである。氏族その他の分枝でも、首長の司会のもとで全員が裁判をする。ドイツのあらゆる原始的な裁判でそうであったように、首長は、審理の指揮者かつ訊問者でしかありえなかった。ドイツ人のところでは、昔から、またどこでも、全員が判決者であった⁽⁷⁾」。

「喧嘩や争いはすべて関係者の全体、すなわち氏族または部族によって解決されるか、あるいは個々の氏族と氏族のあいだで解決される。――ただ極端な、稀に用いられる手段として、血の復讐の威嚇があるだけである。現代の死刑も、この血の復讐の文明化した形態⁸」にすぎない。

これらの事実と材料は、古代原始社会にすでに法が存在していたことを充分に証明している。もちろん、古代社会の法は今日のように、完全で、系統的で、条理があり、具体的ではありえないが、次のことを我々に教えている。すなわち、法というもの、は、階級闘争の産物ではなく、人類の最初の搾取階級である奴隸主が発明創造したものでもなく、その出現・はじまりも国家との関係はなく、もちろん、階級闘争の道具であるとはいえない、ということである。

二

さて我々の社会主義国家法の現実の状況からみてみよう。

我国は現在すでに社会主義現代化の建設の偉大な歴史的時期に入っている。階級としての地主・富農・資本家など搾取階級はもはや存在せず、階級闘争はすでに我国社会の当面の主要矛盾ではなくなっている。もし法が単に階級闘争の道具であるなら、我々はいま社会主義法制を強化し健全にしなければならぬ理由はなく、更に従来あったいくつかの法を削減することだけが正しいということにまでなるが、事實はこのようになっておらず、反対に全国人民は法をいかなるときにもまして必要とし、重要であると感じている。これは何故か？私は、その理由は次のことにありとみる。すなわち、法というものは、そもそも単なる階級闘争の道具ではなく、それは、公民個人・集団および国家の間の関係を調整し、安定団結を促進させ、社会秩序をまもり、広はん人民大衆を動員し組織し、みんなが心を一にして歩調をあわせて四つの現代化の建設に積極的に参加するうえで、とってかわることのできない重大な役割をよりいっそうもっているということである。

まさに国家を管理し建設するうえで、法が欠くべからざる重大な役割をもつが故に、我々の国家が、党中央の指導の下で、十一期三中全会の方針の導きの下で、四つの現代化の実現を中

中国における法の階級性論争

心として、三十年にわたりこれまでなかった法制建設を展開させ、民法、経済法規も含めて多くの法律・法令をすでに制定したか、あるいはこれから制定しようとしており、このことが、社会生産および生活の諸領域に法治の道を歩ませ、それによって現代化建設の事業をおしすすめ、促進させることになるのである。このことは全く正しく、史的唯物論の原理に合致するものである。

ある人は、どのような法も、法は支配階級の意思の表現であり、「種子法」しかり、「森林法」しかり、「環境保護法」しかり、技術的法規さえそうであり、これらはいずれも階級敵を抑圧し、それにうちかち、当該階級の支配利益をまもり強固にするのに奉仕するものであり、それ故、階級闘争の道具という性質をもつといっている。私は、この見方は誤っており、客観的事実に合致していないと思う。いくつかの法は支配階級の意思を反映し、いくつかの法は決して完全には支配階級という一階級の意思ではなく、社会全体の利益と要求も反映している。更に、支配階級の意思を反映することが必ず被支配階級を抑圧するためであるともいえない。偉大なプロレタリアートは、旧社会の改造、新世界の建設を自己の任務としているが、くつがえされた少数の搾取階級分子の反抗をおさえることが、すべてを貫くプロレタリアートの目的では決してなく、その究極の目的など

ではない。「環境保護法」についていうと、環境汚染がいささかあるからといって、まさかプロレタリアートが自己の階級敵にうちかち、自己の支配をまもることができないというものでもあるまい。環境をいささかきれいにできたからといって、プロレタリア階級という一階級にとっただけ有利であるというものでもあるまい。

法が単なる階級闘争の道具であると主張する同志は、将来共產主義社会になれば、その時には階級闘争がなくなるのだから法はなくなると思っている。この見方も正しくない。毛沢東同志は一九五六年、党第八期二中全会において、「法廷は相当長期にわたって必要である。階級が消滅した後でも、依然として先進と立ち遅れの矛盾があり、人々の間でも闘争があり、けんかがあり、さまざまな悶着が生じることありうるので、どうして法廷を設けないでいられようか⁽⁹⁾」と述べ、レーニンも「われわれは空想家ではないから、個々人が不法行為をおかす可能性と不可避性を否定もしないし、また、この⁽¹⁰⁾ような不法行為を抑圧する必要も、すこしも否定しない」といっている。レーニンは、当時、不法行為者は個々の人であって階級の行為ではないのだから国家のような鎮圧を実行する特殊な装置を用いることはできな⁽¹⁰⁾いとさえ考えていた。我々はこのことから、将来共產主義社会となっても、法というものの（どのような名称

でよばれるかにかかわらず、例えばレーニンがくり返し公共生活の規則とよんだように）は絶対になくならないと考えることができる。

三

法を単純に階級闘争の道具とみなすこの観点は、歴史の発展の現実⁽¹¹⁾に合致していないだけでなく、理論においても全く不十分であり、法の制定、法の執行、法の遵守という実践上および、思想上我々に多くの問題をもたらし⁽¹²⁾てきた。

第一にそれは、法の政治性を不当に誇大視し、法の科学性を大いに抹殺したが、その背景には、法ニヒリズムと個人独裁専制に通じる誤った道がある。この観点にてらすと、結局のところ法は支配階級―より正確にいえば、支配階級の何人かの指導的人物だけだ―の手中の玩具にすぎない！彼の手中の道具は多いので、それを用いてもよいし、用いなくてもよい。彼は積木遊びのように喜んで配置したいように配置できる。彼は社会の客観情⁽¹³⁾況を考慮し、人民大衆の願いを理解する必要は全くなく、さらに、人民あるいは人民代表に討論させ同意させることも語らない。なぜなら彼は支配階級の利益および意思の最高のあらわれだからである。林彪・「四人組」は法ニヒリズムを大いに宣揚し、言をもって法にかえること、権をもって法にかえることを大に行ない、「公安六条」をかってにデッチ上げたが、

これはこの理論にもとづいていたのではないのか？

第二にそれは、司法の実践の中で、法の執行が厳格になされず、法制を破壊するために、理論的根拠を提供した。この観点に従えば、司法要員は、法は敵にたいする闘争の道具にすぎず、およそ敵にたいする闘争に有利であるものは執行し、不利なものは執行しないと考えることができる。従って、「多くの法が制定されたところで、我々には万能の道がある」ということになる。長年司法活動を行ってきたものは、この「秘訣」を誰も理解できない！建国後、我国はととのった体系の法典を制定していないといっても、少なからぬ単行法規を公布しているが、法があってもそれにもとづかないという現象がまだまだ少ない。これはどうしてか？私は、この誤った理論と直接の關係があると思う。いま法の根本理論からこの惡しき影響を清算する時がすでにきた！

第三にそれは、法律の前で人々は平等であるという原則をひどく破壊し、一部の人が特權を行使し、法律の上にたつたため、口実を与えた。法律は支配階級が被支配階級を抑圧する道具であるから、支配階級に属する人は、もちろんこの「抑圧」を受ける必要はなくまた受けなくてもよいことになる。人々は平等に法を守り、人々は平等に「違法は必ず追究する」とこのように語ることができるのだろうか？長年来、この思想の流し

た害毒は深く、その影響が広範囲であることは人の知るところとなっている。もし我々が一面において法を單なる階級闘争の道具であると語り、また一面において法律の前で人々は平等であることを語るなら、これは確かにこじつけ難い。現在、社会においては、他人を支配している人あるいは出身の高い人か、法制觀念が希薄であり、法律の外に超越することを考え、ひいては、法を守るのは「支配」され、「抑圧」され、(林彪・「四人組」のいい方を用いれば)すなわち「綿羊」、「奴隸」となるので、すき勝手なことをやると考えている。法を犯してもやはりある人は放任したりかばつたりする。このような情況が生まれるのは、我々の法学理論上の欠陥が、一つの重要な原因であるといわざるをえない。

四

法が單なる階級闘争の道具でないとすると一体それは何なのか？我々は法について結局いかに認識しなければならぬか？私は以下のいくつかの基本的觀點を肯定しなければならぬと考える。

一、法は人類の社会生活における客観法則の反映であり、人と人の間の關係を調整する行為諸規範であり、社会の上部構造の一部である。人類社会が形成されて以来、人々は生産労働、生産物の分配、物資の交換、消費生活および生存するための諸

活動において、人と人の相互の間でさまざまな関係をつくり出しており、この関係が数えきれないくらいくり返され、長い間行なわれることにより、社会の共同規則が形成された。これらの規則は、文字のない古代社会においては、人々の頭の中に反映し、慣習法となり、文字をもった後には、それは整理され規定されて成文法となった。人々の社会生活の中で、もっとも主要なことは、物質的生活手段の生産活動であり、経済生活であり、人と人の間の関係で、もっとも主要なものもまた経済生活において結ばれる関係である。従って、法の観点および内容は異なった社会の異なった経済関係、すなわち経済的土台によって決定され、経済的土台の発展・変化にともない発展・変化する。法は社会生活のなかに根を下し、社会生活の内在的連関の必然的法則を反映するものであり、人々はそれを認識し、遵守し、利用しそれを自分に役立たせることができるにすぎず、それにさからったり、とり消したりはできない。そのようにしなければ、その他の自然法則に違反するのと同様に、やはり客観的法則の懲罰を受けることになる。

二、階級社会においては、支配階級は法を利用して被支配階級を抑圧しており、一部の法規範は階級闘争の道具となる。ここでは、人類社会が階級および階級闘争をうみ出したのであって、階級および階級闘争が人類社会自体をつくったのではない

ということをまず明確にしなければならない。同様に、階級闘争の性質も、法自体に固有のものでは決してなく、支配階級が被支配階級を抑圧し搾取する過程の中で、法について徐々に認識し、利用した結果である。このことは、文学・芸術・宗教・哲学等が支配階級によって利用され、被支配階級を抑圧するのに奉仕するのと同じである。人類社会が初めて奴隸主と奴隸という二大対立階級に分かれた後、法は二つの部分から成り立つようになった。すなわち、一部は、それまでの氏族の伝統的な法であり、それを用いて奴隸主階級の内部および奴隸主と自由民の間の関係を調整し、他の氏族の奴隸を除き、当該氏族の奴隸も遵守しなければならなかった。この部分の法は完全に社会性をもつものである。他の部分の法は、もっぱら奴隸に対処するためのものであり、奴隸だけが遵守すべきものであって、これは階級闘争の道具である。奴隸の反抗は階級の行動であることからして、これは、原始社会の個々人のルールからはずれた行為と同じではなく、それに対処するには強大な鎮圧の力をもつ必要があり、そこで国家装置が動くことになり、それが生まれたのである。革命の教師は、階級性が法に浸透する過程について、少なからず述べており、「今日まで伝わっているケルト人の最古の法律は、氏族がまだ十分な活力をもっていたことを示している」、「古代ウェールズの法律を見ると……まだ幾多の

村落で共同農耕がおこなわれていたことがわかる」⁽¹¹⁾、「最古のアテナイの法律についてわれわれが聞くことはすべて、氏族と胞族への区分にもとづいている」⁽¹²⁾と指摘している。エンゲルスは、古代ローマの十二表法について語った際、「ここには、富の増大と一夫一婦婚とに起因する新しい法規定が氏族慣習のなかへしだいに侵入していったあとが見られる。」⁽¹³⁾といっている。人類社会が階級対立の時代に入った後、法の規範と機能は二つに分かれた。すなわち、一方は支配階級の内部関係の調整を含めて、普遍性をもった社会生活規範であり、他方は、独裁性をもった階級抑圧のための規範であり、もっぱら被支配階級に対処するためのものである。各階級社会もすべてだいたいこのようであった。

三、社会主義社会における法の政治性と社会性、階級性と科学性の同一性。プロレタリアート独裁の社会主義国家の法は、歴史上もっとも新しい型の法である。プロレタリアートは歴史上もっとも公平無視な階級であり、マルクス主義の科学的世界観によって武装された階級であることからして、歴史の発展の客観的法則に従ってことをなし、全人類を解放する事業を自己の事業としている。プロレタリアート独裁は、歴史上もっとも広範な民主主義であるからして、社会の広範な勤労人民および各階層の大衆の利益と願望を代表しており、社会主義国家は、

社会の名義をもって社会全体の構成員の所有に属す社会主義経済を掌握・管理し、社会全体の生産・分配・消費を責任をもって組織し、計画し調整することにより、社会全体の利益に奉仕し、さらに、社会主義社会は階級社会から階級のない社会へむかう過渡期であることから、初期において少数の搾取階級にたいするその独裁と改造は、歴史の求めるところであり、プロレタリアートが全人類を解放する偉大な使命の一部であるが、社会主義改造と建設の事業の発展にともない、この部分の機能はだんだん縮小し、最終的には、搾取階級の分子がすべて自力で生活できる労働者に改造されたとき、この機能も消滅する。従って、社会主義法の階級性と科学性、政治性と社会性は一致しており、分割できない。社会主義の法が「社会主義の公共財産はこれを侵してはならない」と宣言する場合、これは、階級性の表現であるというよりむしろ科学性の標識であり、社会全体の発展方向である。というのは、社会主義の法は、社会の全構成員の当面および長期の利益を反映しており、階級社会から無階級社会への移行という特殊な歴史法則を反映しているからである。もし我々が社会主義社会の法を認識し解釈するために階級対立の観点をいつまでも用いるなら、それは客観的事実と合致しない。

社会主義社会の法の階級性・科学性・社会性が高度に統一さ

れることにより、社会主義社会の構成員一人一人も、その社会的地位の上下にかかわらず、社会主義の法については、全員遵守すべきである。なぜなら、これは単に階級にたいする義務ではなく、絶対多数の人民にたいする義務であり、社会全体にたいする義務でもあるからである。従って、地位が特殊であることに頼り、国法をかえりみないものは、反社会的であり、社会生活自体決して許さないものである。

四、法の階級性の消滅。社会主義社会は、共産主義社会の第一段階であり、社会主義革命、改造および建設事業の発展にともない、社会の搾取階級および旧社会からもちこされた三大差異は徐々に消滅することになり、階級闘争の規模と範囲は、正常な情況の下では（例えば戦争の発生等の特殊の情況を除き）やはりますます小さくなり、消滅にいたることになる。この過程は社会主義法の上にも反映する。すなわち、法の階級属性と階級闘争の道具という部分の性質も、やはり一步一步減少し、最終的には消滅にいたる。ただし、法自体が消滅することはない、階級闘争の性質の減少及び消滅にともない、その社会性をもった機能は反対に相対的に拡大し、共産主義社会へもちこまれる。その時になれば、生産技術の高度の発達および人類生活の高度な文明により、分業はますます細分化され、人と自然および人と人との関係は、今日よりも更に精密な法を必要とする

ことがありうるし、その法は、社会全体の構成員の意思と利益を代表し、生産建設の調整および社会の公共秩序の維持という役割を発揮することになる。共産主義に到達したら、法はなくなり、法を必要としなくなると思いうかべることはできないと考える。

原注

- (1) エンゲルス「住宅問題」『マルクスⅡエンゲルス全集』（大月版）第一八卷二七四頁。
- (2) エンゲルス「家族、私有財産および国家の起源」同、第二一卷五一頁。
- (3) 同前、八三頁。
- (4) マルクス「モーガン『古代社会』摘要」同『全集』補巻四、四一六頁。
- (5) エンゲルス、同前、一〇九頁。
- (6) 同前、一二八一—一二九頁。
- (7) 同前、一四五頁。
- (8) 同前、九九頁。
- (9) 『毛沢東選集』第五卷（外文出版社）三一九頁。
- (10) レーニン「国家と革命」『レーニン全集』（大月版）第二五卷五〇一頁。
- (11) エンゲルス、同前、一三二頁。

(12) 同前、一〇四頁(グロート『ギリシア史』第三巻ロ)。

(13) 同前、一二二頁。

(野沢秀樹訳)

唐琮瑤「社会主義法は労働者階級の

意思の体现である」

法の階級性という問題は、つまり法の本質問題である。法の強い階級性は、それが国家を通じて表現された支配階級の階級意思であることにある。「法律は支配階級が公然と武装力をもって強制して執行するいわゆる国家イデオロギーである」。⁽¹⁾「それ(法律)は、勝利をかちとって、国家権力をその手ににぎっている諸階級の意思の表現である」。⁽²⁾我国の社会主義法の階級性は、それがプロレタリアート独裁の権力を通じて表現される労働者階級の階級意思であることにある。このことは、我国の社会主義の経済的土台の性質、プロレタリアート独裁権力の性質、我国の法の歴史的使命によって決定されている。

まず、経済的土台と上部構造の間の関係からみると、上部構造は経済的土台から生まれ、その性質は、その経済的土台の性質によって決定される。ある性質をもつ経済的土台は、その性質の上部構造を必ず生み出す。我国の法は、我国社会主義社会の上部構造の重要な構成部分であり、社会主義公有制の要求を

反映し、社会主義公有制をまもり強化するうえで、積極的な役割を果たしている。社会主義公有制は、社会主義的全人民的所有制と社会主義的勤労大衆の集団的所有制をふくむ。後者は過渡的なものであり、前者は発展の方向を代表しており、労働者階級の根本的利益の所在であり、労働者階級の利益の集中的体现である。それゆえ、労働者階級の根本的利益をあらわす社会主義公有制という経済的土台によって生みだされた我国の法が、労働者階級の意思の体现にはかならないのである。

第二に、国家権力と法の関係からみると、法は国家権力を掌握した階級、すなわち支配階級によって制定されたものである。その性質は、それを制定した国家権力の性質によって決定される。ある性質の国家権力は、その性質の法を必ず生み出す。労働者階級(共産党を通じて)の国家権力における指導的地位、プロレタリアート独裁権力の性質は、それによって制定・貫徹・執行される法が必ず我国家の指導的階級—労働者階級の意思の集中的なあらわれであることを決定するのである。社会にたいする共産党の全面的指導は、我国の法の階級的な本質を決定する根本的要素である。党の綱領・路線・方針・政策は、労働者階級の根本的な利益と要求を集中的に的確に反映し、奮闘する目標と前進する方向をはっきりと示している。プロレタリアート独裁の国家権力が労働者階級の意思を反映する法を制定し執行す

際には、必ず、党の綱領・路線・方針・政策をそのよりどころ、準則、魂とし、法を党の綱領・路線・方針・政策の具体的表現形式の一つとし、党の綱領・路線・方針・政策を実現する重要な道具の一つとしなければならない。このことは、我国の立法および司法における実践によってすでに完全に証明されている。社会主義法を執行し、遵守することは、党の指導に従い強化することと一致する。社会主義法制を統一し、革命法制の安定性、連続性および極めて大きな権威を保障し、人民の信頼をうるためには、党政ゆ着あるいは党をもって政府にかえ、党をもって法にかえるといったことはできない。このことは我国の法の階級性を否定することではなくて、社会主義法がそれ自身の特徴と特殊な役割をもつことを強調することであり、我国の法と党の綱領・路線・方針・政策が異なった方面および角度から労働者階級の階級意思をあらわし反映し、プロレタリアートの利益に奉仕し、四つの現代化の実現に奉仕することをものごとたっている。

第三に、我国の法の歴史的使命からみても、法が労働者階級の意思のあらわれであることが同様に証明される。階級社会では、各階級はそれぞれの異なった奮闘目標をもち、それ自身の歴史的使命をもっている。支配階級は、掌握した国家権力により、階級闘争のさまざまな方式や手段を用いて、各方面から自

分の支配的地位をまもり、それらを自分の歴史的使命を実現するために奉仕させる。支配階級の手握られた重要な道具の一つとしての法も、もちろんこのようなものである。労働者階級の偉大な歴史的使命は、階級を消滅し、搾取を消滅し、社会主義と共産主義を実現することである。我国の法は、法律諸関係・社会諸関係の調整をつうじてすなわち敵味方の矛盾と人民内部の矛盾の正しい処理をつうじて、社会主義現代化の建設事業の順調な進行を保障する。それゆえ我国の法は労働者階級の意思にはかならないのであって、その他のいかなる階級の意思のあらわれではありえないのである。

我国の法は「ブルジョア階級の意思をあらわす」か？ 答えは否である。我国の具体的歴史的条件下で、労働者階級が国家権力と国家経済の命脈を握っているという基本的前提の下では、民族ブルジョア階級は労働者階級との何回にもわたる重大な相談の後、社会主義改造をうけ入れた。彼らの代表的人物が、国家権力の管理へ参加し、社会主義の憲法に手をあげて同意したことは、労働者階級が彼らにたいして実行する改造政策が正しいことをものがたっている。理論においてであれ、実践においてであれ、我国の法が「ブルジョア階級の意思をあらわす」と考えることは全くの誤りである。この観点には、極左の姿であらわれたとき、我国の社会主義的性質の法を、「ブルジョ

「ア階級の意思をあらわす」法として歪曲し、輕蔑したし、その後反対し、攻撃し、否定する「大義名分」となった。林彪・四人組」はこのように行なった。

我国の法は「広範な人民大衆の意思のあらわれである」か？我国の法の階級性についてこのようにいうことは、適切ではなく、科学的でないともいえる。もし我国の法が「広範な人民大衆の意思のあらわれである」というのなら、そのことは、我国の法に反映し、体現されている階級意思が、労働者階級の階級意思のほかに、農民階級・都市手工業者・農村における農業生産に従事しない勤労者・知識分子およびその他の四つの現代化に貢献し、祖国の統一の実現を望む全ての愛国者などの各階級・階層の意思も反映することをあらわす。マルクス主義が教えているように、歴史におけるプロレタリアートの革命的役割の最高の表現はプロレタリアートの独裁、すなわちプロレタリアートの政治的支配である。「プロレタリアートの独裁の承認に、すなわち、他のだれとも分有されない、大衆の武装力に直接立脚した権力の承認」であり、「プロレタリアートの独裁が、一階級の権力」であり、「一階級すなわちプロレタリアートの手の中にある国家権力は、非プロレタリア的勤労大衆をプロレタリアートの味方にひきつける道具に……できるし、またならなければならない」のであり、「プロレタリアートの独裁とは、資

本主義の歴史全体によってこのような指導的役割を演ずる準備を整えたただ一つの階級が、資本金階級に抑圧され、打ちひしがれ、押しつぶされ、おどしつけられ、ばらばらにされ、だまされているすべての勤労被搾取者にたいする指導を、もっとも完全に実現することである」。すなわち、プロレタリアートの独裁は、労働者階級という一階級が国家権力を握ること、つまりこの権力の指導権が労働者階級という一階級の手完全に握られることであり、労働者階級が、プロレタリアート独裁の国家権力に依拠して、社会にたいして全面的な指導・管理・支配を實行し、その他のいかなる階級（自己の同盟者を含む）とも指導権を分有しない、ということである。もちろん労働者階級を除いたその他の勤労人民大衆の根本的利益は労働者階級と一致している。ただし、彼らは労働者階級がもつ階級意思を完全にはそなえておらず、彼らにたいする労働者階級の教育あるいはある程度の闘争をへて、改造をへた後に、はじめて労働者階級の意思を一步一步うけ入れることができるのである。これには一つの過程をへることが必要である。この過程が終息するまでは、人民内部の階級のちがいは必ず存在し、彼らと労働者階級とはちがいがあり、その階級意思は完全には同じでありえない。従って我国の法が「広範な人民大衆の意思のあらわれである」といういい方は、科学的でなく、適切でないのである。

現在、我国では、階級としての地主階級・富農階級はすでに消滅され、階級としての資本家階級もはや存在しない。では、国内の階級状況の変化により、我国の社会主義法の階級性は変ったのだろうか？つまり、我国では、階級としての搾取階級（すなわち敵対階級）が存在しなくなつて、我国の社会主義法は階級性をもたなくなり「全人民」の法にかわつたのだろうか？このように考えることはできない。

第一に、法は支配階級が階級闘争をおこなう道具だからである。搾取階級の消滅と階級闘争の消滅とは別のことである。我国では、搾取階級（すなわち敵対階級）は消滅したが、階級闘争は決して終息してはいない。人民内部において、ブルジョア階級及び封建階級のイデオロギーはなお長期にわたつて存在し、なお必ず表現され反映される。これにたいして、我々はやはり長期の教育と闘争を行なわなければならない。この教育と闘争は、人民内部における階級闘争の反映であり、その表現である。要するに、階級闘争はすでに我国社会の当面の主要な矛盾ではなく、階級闘争をおこなうことは、社会主義現代化の建設というこの中心工作をめぐり、かつこの中心工作に奉仕しなければならないのだが、客観的事実として階級闘争が存在することを、認めないわけにはいかない。華国鋒同志は、第五期全人代第二回会議における「政府活動報告」のなかで、「我々は

四つの現代化を実現し、社会の生産力を大いに発展させ、労働生産性を高めると同時に、経済・政治・思想面での階級闘争をひきつづき正しく行なわなければならない」と指摘している。階級闘争を正しく行なうことについては、党の第一期三中全会の公報の中で次のように指摘されているところである。すなわち「社会主義社会の階級闘争については、異なる性質の二種の矛盾を厳格に分け、正しく処理するという方針にしたがつて解決し、憲法および法律の規定手続にしたがつて解決しなければならず」、「もとづべき法をもち、法があれば必ずそれにもとづき、法の執行は必ず厳格におこない、違法は必ず追及しなければならぬ」としている。

社会主義法は、社会主義の条件の下で階級闘争を行なう中で、プロレタリアートが階級闘争を行なう道具として、欠くべからざるものである。それはプロレタリアートの独裁の強化に奉仕し、四つの現代化の実現に奉仕し、社会主義の敵に打撃をあたえる有力な武器であり、人民内部の矛盾を解決する道具である。この道具はもちろん階級性をそなえ、階級状況の変化によりそれ固有のプロレタリアートの利益に奉仕するという階級性が変化するものではなく、もちろん「全人民」の法に変わることはない。

第二には、法は階級独裁を実現する道具だからである。社会

主義法はプロレタリアートの独裁を実現する道具である。プロレタリアートの独裁の任務は、階級闘争を行なうほか、社会全体を組織・指導・改造し、社会主義建設を行ない共産主義を実現する使命をもつ。搾取階級の消滅は、社会主義の完全な達成と同じではなく、共産主義の実現と同じではない。人民の民主的権利の充分な実現を保障し、社会の生産力を発展させ、社会主義現代化の建設をおこなうことは、いずれもプロレタリアートの独裁の果たすべき仕事である。プロレタリアート独裁のこれらの機能は、社会主義の法が保障しなければ、実現するすべはない。社会主義経済の発展法則の要求にしっかりと従い、社会主義法制を完備・強化し、社会主義法制の極めて大きな威力を発揮させてこそ、はじめてよりすぐれた社会秩序・生産秩序・活動秩序・教育学習科学研究の秩序・人民大衆の生活秩序をつくり出し、保障し、より強固な安定団結といきいきとした政治局面をつくり出し、保障することができるのである。このようにして、はじめて諸関係を調整し、すべての力をひき出し、生産力を迅速に発展させ、計画をもち、バランスがとれ、高速度に国民経済を発展させ、プロレタリアートの歴史的任務を実現することができるのである。

以上の分析をへて、我々は、プロレタリアート独裁の機能の実現を保障する社会主義法の階級性ははっきりしており、それ

は労働者階級の意思のあらわれにほかならないということを見てとることができる。社会主義法のこの階級性は、プロレタリアート独裁の任務がすべて実現されるまでは、階級状況の変化によって決して変わるものではなく、階級性をもたない「全人民」の法に決して変わるものではない。

原注

(1) 「国民党の六法全書を廃棄し、解放区の司法原則を確定することに関する中共中央の指示」。〔指示〕全文訳については「法律のひろば」一九八二年二月号、浅井「国民党の六法全書と中共中央の指示」を参照のこと

(2) レーニン「一九〇五—一九〇七年のロシア革命における社会民主党の農業綱領」『レーニン全集』（大月版）、第一三卷三三〇頁。

(3) レーニン「国家と革命」同、第二五卷四三六頁。

(4) レーニン「ハンガリアの労働者へのあいさつ」同、第二九卷三九二頁。

(5) レーニン「憲法制定議会の選挙とプロレタリアートの独裁」同、第三〇卷二二二頁。

(6) レーニン「共産主義インテリゲンチヤナル第二回大会の基本的任務についてのテーゼ」同、第三一卷一八三頁。

（野沢秀樹訳）

劉瀚 吳大英「法の階級性について」

周凤举、唐琮瑤両同志と意見交換する」

『法学研究』一九八〇年第一期は、周凤举同志の「法は単純に階級闘争の道具か」（以下周論文と略称）および唐琮瑤同志の「社会主義法は労働者階級の意思の体现である」（以下唐論文と略称）を掲載した。この二篇の文章がもっている観点に対して、われわれは若干異なる見方をもっており、とくに周・唐両同志と意見交換することを提起したい。

法と国家はきりはなすことができない

周論文は、法は単純に階級闘争の道具ではないと指摘する。このことは、疑いなく正しい。搾取階級の法は、矛先を労働人民に向けることのほか、支配階級内部の関係を調整し、彼らは当該階級の利益全体から出発して、当該階級内部の個別的で少数の違法犯罪分子に対して制裁を加える。社会主義の法は、敵対階級の反抗、破壊、擾乱活動を鎮圧することはもとよりのことと、さらに人民内部の矛盾を調整し、人民の民主的権利を保障し、経済建設における種々の複雑な問題を処理し、社会主義の現代化建設事業の順調な発展を促進する任務を負っている。従って、法が単純に階級闘争の道具であるということは、実際の状況に合致しない。このような観点で実践を指導するなら、き

わめて大きな混乱をつくりだすであらうことは疑うべくもない。しかし、法が単純に階級闘争の道具でないことを論証するために、「すでに階級もなく、階級闘争もなく、国家もなかった、原始共產制の氏族社会において、法なるものはあらわれて（いた）」と断言し、それによって法を国家ときりはなす観点は、われわれは歴史的实际に合致しないと考える。

人類社会の発展の歴史は、法と国家は同時に生成されたものであり、それらは同一の根源において生成され、同一の基礎の上に打ちたてられたことを証明する。その根源こそ、私有制の出現、階級の生成である。この基礎は、人類が階級社会に入ったのちのそれぞれの異なる社会形態の経済的基礎である。

マルクスが人類社会の歴史的発展法則を発見する前に、人々は国家と法の問題に対して、多くのきわめて混乱しかつ独断的な見解を発表した。諸説紛々とし、一つの意見にまとまていないというべきである。原因は、彼らが法を生みだす根源を探さなかったか、もしくは全く探そうとしなかったことである。つまり、法が存在するための基礎を無視しもしくは意識的に否定する。又、法と国家の不可分のつながりを抹殺もしくは完全に歪曲する。

エンゲルスは、大量の歴史的材料を研究したのちにきわめて明確に指摘する。つまり、異なる階級に分化する以前には、人

類は氏族制度の下におかれ、そこでは、「兵士も憲兵も警察官もなく、貴族も国王も総督も知事も裁判官もなく、監獄もなく、訴訟もなく、それでいて万事がきちんとはこぶ」。そのときには、国家も存在しなかったし、法も存在しなかった。エンゲルスは、国家と氏族組織の異なるところを比較したとき、公的権力は国家が氏族組織と区別される大変重要な側面の一つであり、法はこのような公的権力の構成部分であるだけでなく、このような公的権力が確立しうる一つの保障でもあると指摘する。法がなければ、国家たりえないし、国家が存在しないと法は無きに等しい。国家と法の生成の直接的動因は、社会が異なる階級に分裂し、階級矛盾が調和できないことである。そこで、レーニンは、再三にわたって、ブルジョア学者によって意識の無意識的にひどく混乱させられている国家と法の問題を研究するとき、「歴史における諸階級への社会のこの分裂を、われわれは、基本的な事実として、つねに明瞭に念頭におかなければならない」ということを基本的な指導上の手がかりとするように、われわれに戒めている。もしもわれわれがこの基本的原理をはなれて法の問題を討論するならば、必然的に、歴史上存在したことがある、それぞれの支配階級の法のはかに、超階級的、超時代的な法が存在すると考え、さらに、必然的に法は永遠のものであると考えることになる。こうなると、法の本質、

中国における法の階級性論争

その生成の根源、その基礎、その後継等の一連の問題は科学的な説明が与えられなくなり、マルクス主義生成以前の混乱状態の中にあつたためて陥ることになる。

国家と法の生成、つまり氏族制度の国家への移行、法が習俗と慣例にとつてかわかることは、数世紀の久しきにわたつて継続し、知らず知らずのうちに発展してきたものである。氏族制度は野蛮時代の低い段階において、全盛に達し、野蛮時代の高い段階において、破壊を開始し、徐々に国家に移行したのである。古代ギリシアとローマにおいて、かつてこのような情況が発生したのである。⁽⁴⁾もしも、周論文が言うところの、原始共同体において「法というものが出現した」ということが、この移行段階の情況を指すならば、法は「階級闘争の産物ではなく」、「その出現開始は国家と関係がない」と言うこともできない。というのは、このような移行段階は、私有制および階級の徐々の生成の段階と照応し、国家の徐々の形成とも照応するものである。エンゲルスの分析にもとづくと、当時、子が財産を相続する父権制の発展、世襲貴族と王権との最初の萌芽の形成、捕虜を奴隷にして同氏族員さえも奴隷化すること、さらに、富を強奪することを正規の営利源泉にすること等々、このようなつぎつぎに発展してくる財産獲得の新しい諸形態が、個人の富の蓄積をたえず加速させ、必然的に、このような富を保障する一

つの制度を要求するのであり、この制度が、「始まりつつあった諸階級への社会の分裂を永久化するばかりでなく、さらに、無産階級を搾取する有産階級の権利と、後者の前者にたいする支配とを永久化する」⁽⁵⁾。このような制度こそ、軍隊、警察、法廷、監獄をそこにふくむ国家機構である。これと同時に、「これらの諸関係のもとで支配している諸個人は、彼らの力が国家として制定されなければならない」ということは別としても、これら一定の諸関係によって制約された彼らの意志に、⁽⁶⁾国家意志、法律としての、一般的な表現を与えなければならない。従って、法律は国家と同様に、その生成は任意ではなく、正にマルクスとエンゲルスが指摘するように、「ともかくこの『意志』もまた、それを生みだしうるほど諸関係が発展していかないことは、かろうじてイデオログの想像のなかに発生するにすぎない」⁽⁷⁾。われわれは、一方で、新しい社会形態が旧い社会形態の中ではらみ成長し、他方において、われわれは、氏族制度と国家が本質的に異なるものであることを否定することもできない。これを推し広めて言うと、各社会形態の間において、いずれもそれらは内在的、必然的なつながりがあるが、それらの特定の、質的規定性もあり、従って境界もある。エンゲルスは、氏族制度が国家によってとってかわられるという境界を、「文明のしきい口」と呼んだ。それぞれの古来の国家の出現は、いずれも

この「しきい口」をふみこえる、明らかなメルクマールを有している。もしもわが国に「夏傳子、家天下」⁽¹⁾があるといえ、一般には、夏朝は奴隸制国家の開始であると考えられる。人類がまだこの「しきい口」をふみこえないときには、例えば国家と法が形成されつつあったとしても階級社会の完全な意味での法がすでに存在したと考えることは決してできない。そのとき、国家はまだ完全に形成されておらず、法も自己の全ての特徴を具備しておらず、従って、法となることはできない。もしも、われわれが国家と法を切りはなして、科学的に法を説明しようと考えようものなら、それは不可能である。

慣習は慣習法と一つに混同できない

周論文は、法が単純に階級闘争の道具でないことを論証するために、一方で法が階級闘争の産物であることを否定し、法と国家の密接不可分のつながりをひききき、他方で慣習と慣習法を一つのものとみなし、原始共同体に慣習があるということは、法が存在することだと考えるが、これは明らかにこじつけのきらいがある。

慣習と慣習法はつながりもあり、また、本質上区別もある。慣習は、社会のある部分の人の中で久しい間伝えられ、不断に沿用され、しっかりと確立された、一定の範囲の社会生活を調整する行為規則である。原始共同体には国家と法は存在せず、

慣習によって人々の相互関係を調整していた。階級の出現につれて、慣習は階級性を有するようになった。国家の生成の後、支配階級は自己に有利な部分の慣習を、国家機関の認可を通じてこれに法律効力をもたせ、国家の強制力によって擁護されるのであり、この部分の慣習が慣習法になる。人類史上、もっとも早い法は、原始共同体の慣習を重要な淵源とする。例えば、周知の古代バビロンのハムラビ法典、古代ローマの十二表法等々。この後、各種の類型の法はなんらかの領域において依然として慣習をその淵源の一つとする。社会主義の法は、完全には慣習を排除しない。例えば、ソビエトロシア土地法典第七七条は、裁判所は農民財産の分割問題を解決するにあたり、その土地の慣習を適用することを許される、と規定する。²⁾わが国婚姻法第五条の、その他、五代以内の旁系血族間の結婚を禁止する問題については「慣習に従う」とする規定等々。³⁾しかし、もしも両者がつながりがあるからといって、両者の区別を否定したり、ひいては両者を同一視するならば明らかに実際の情況に合致しない。

慣習は慣習法と性質上の区別があるだけでなく、慣習と慣習もそれぞれ異なる。原始共同体の慣習もあり、階級社会の慣習もある。生産力の発展および社会の進歩を促進できる進歩的な慣習もあり、生産力の発展および社会の進歩を阻害するたちお

くれた慣習もある。比較的に広汎にわたり、広汎な地区の多くの人々によって採用される慣習もあり、比較的に狭く、いくつかの地域の少数の人々によってしか採用されない慣習もある等々。従って、それぞれの支配階級は、その階級の利益から出発して、区別して慣習に対処し、あるものは認可を加えて法律効力を賦与する。あるものは暫時保留し徐々に改革する。あるものは違法とみなされ禁止される。従って、一般的、抽象的に慣習を論ずることはできないし、具体的分析を加えなければならぬ。慣習法は不文法の一種にはかならず、大多数の国家では慣習法はきわめて少ない比重しか占めず、たとえ大量に慣習法を採用するイギリスにも、マルクスのいうところの、無数の個別の議合法令によって構成される成文法がある。それゆえに、いかなる意味から言っても、簡単に慣習と慣習法とを同一視することはできないし、慣習と法を同一視することもいっそうできない。

周論文は、原始共同体に慣習が存在し法が存在し、「訴訟活動と裁判機能」も存在することを論証するために、証拠として七つの材料を引用するが、われわれはいずれも検討に値すると考える。

第一、周論文は、エンゲルスが『家族、私有財産および国家の起源』においてオーストラリアの分族群婚制に言及するさい

に言っている「厳格な法則」「道徳的法則」を引き合いに出して、ここでの「法則」は原始共同体の法律であると考えるが、これは明らかに根拠のないものである。もしも周論文の意味にもとづくならば、「法則」は法律であり、それなら、エンゲルスはどうして法律という用語を直接用いないで「法則」という用語を用いるのか。昔から今までおびただしい各種の法律と法学著作において、どこに「法則」を法律として通用する例をさがし出すことができようか。エンゲルスのこの論述の前後の文章からみるならば、彼が「法則」という用語を用いるのは、民族群婚制がオーストラリア人においてはきわめて厳格であり、それとともにきわめて自然であることを説明するためにはかならず、このことは正に伝来の慣習および慣例の特徴であり、根本的にはそれは法律の意味であることを説明しない。この話の同一の節において、エンゲルスが「母権制」という名称を用いたときに、ひきつづき次のように指摘している。「簡単のために、私もこの名称をそのままつかう。しかし、これはまずい名称である。というのは、この社会段階では、法学的な意味における権利はまだ問題にならないからである。」⁽⁸⁾母権制、父権制ということとは、人々の常用の名称であり、エンゲルスはなお厳粛に「これはまずい名称である」と指摘している。ここからわかるように、エンゲルスがここで用いている「法則」を法律と

理解することは、明らかにいっそうまずいのである。

第二、周論文は、『家族、私有財産および国家の起源』が、資本主義は「あらゆる物を商品に転化することによって古来のあらゆる伝統的な関係を解体させ、伝来の慣習や歴史的な権利を、売買、『自由』契約とおきかえた」ということを引用する。その意味は、原始共同体には、「伝来の慣習」もあり、「歴史的な権利」もあることを証明することである。しかし、この前後の文章を詳細に読むかぎり、エンゲルスの明らかにしているのが階級社会であることを、見い出すことはできない。資本主義が「解体」させ、「おきかえ」るものは、当然に、だからだと続く中世の「伝来の慣習」と「歴史的な権利」であって、決して二つの社会形態を越えて原始共同体を「解体」させ、「おきかえ」るようなものではない。いくつかの国家における個別地区、個別民族には、主として、外因によって、一つもしくは数個の社会形態を越えた事例があることを指摘しなければならぬが、エンゲルスがここでいうところのものは、明らかにこのような特殊情況ではない。それゆえに、周論文のこの証拠も成り立たない。

第三、周論文は、マルクスの『モルガン「古代社会」摘要』の中の話を引き合いに出して、原始共同体には、「長子相続の慣習または法律」があることを証明しようとした。この話は、

グラッドストーンがいうところのものである。⁽¹⁰⁾ モルガンは、このような言い方に反対する。⁽¹¹⁾ マルクスは、明確に指摘する。「最年長の息子が、または息子たちの一人(数人の息子がいる場合)が(バシレウスの職の)事実上の後継者になったというだけでは、『世襲権』の存在は証明されないのである。……後継者は、選挙されるか、ないし承認をうけるかしないでは、その職につくことができなかったし、そして選挙ないし承認する(人民の)権能は、解任権をも含んでいたのである。」すなわち、その当時、まだ国家が存在しなかったのでバシレウスは国王ではない。すでにバシレウスがその子によって世襲されていたということは、家系が男系によって計算されたことが通例であり、決して、世襲特権を体现する階級社会の世襲権に依拠したのではない。モルガンは、国家が存在しないと法律も存在しないことを説明するため、さらに次のように指摘する。「その立憲君主制の下にあるイギリス人は、共和制の下にあるアメリカ人のやうに自由であり、彼の権利と自由とは同じやうに保護されてゐる。然し彼はその自由と保護とを、立法議會によつて制定せられ、且つ裁判所によつて施行せられたる、一団の成文法に負ふてゐるのである。古代ギリシアの社会に於ては、習俗と慣例とが成文法の代理をつとめ、そして個人はその社会制度の諸施設によつて、彼の自由と保護とを受けたのである。」従つて、

中国における法の階級性論争

モルガンの関連論述の全体的精神からみるならば、周論文のこの引証はうまい工合に、自己の観点の反証になっている。

第四ないし七、周論文の引証は、原始共同体に「訴訟活動と裁判機能」があつたことを証明するためである。原始共同体には争いと紛糾があり、当然にこれらの争いと紛糾を解決する方法もある。しかし、われわれが触れるところの材料からみるならば、このような訴訟活動と裁判機能は、階級社会の訴訟活動と裁判機能とは性質上完全に異なる。一方では、そのとき国家は存在せず、法廷、監獄も存在しなかった。正に、エンゲルスが明確に指摘するように、氏族制度は「世論のほかにはどういう強制手段ももっていなかった」。そのときのいわゆる法廷とは、「評議會」もしくは「民会」にはかならなかつた。⁽¹²⁾ マルクスは、古代のマルクにふれるとき、階級の出現、国家生成前後の法廷をはつきりと区分し、古代においては、司法権力は部落の民衆大会によつて掌握され、主席は問題を提起するだけで、判決は出席の全構成員によつて決定される。しかるに、国家の生成後、土地を占有する貴族、「ご領主様が農民のあらゆる抵抗を、どんなささやかな抵抗をも、萌芽のうちに押しつぶすことができるやうに、彼は領邦諸侯から領主裁判権をあたえられた。つまり、彼は、農民のあらゆる些細な軽罪や争訟―農民の争訟の相手が彼すなわち領主である場合をさえふくめて―

の唯一の裁判官に任命されたのである。したがって、領主は自身自身の事件の裁判官であった。このとき以後、農村を杖と鞭とが支配した。⁽¹⁶⁾ 国家の生成の前には、実体法がなかっただけでなく、手続法もなかったのであり、「決定するのは当事者たちであり、たいていの場合、何百年来の慣習によってすでに万事がきまっている」。⁽¹⁷⁾ 明らかに、原始共同体が、争いと紛糾を解決する依拠と手続は、伝来の慣習と慣例であり、それを、階級社会の慣習法もしくは訴訟法と同じものとみなすことは根拠を欠いている。

法を階級性をもつものと階級性をもたないものの二つの部分にわけることとは非科学的である

周論文は、法には二つの部分があると考ええる。「一方は支配階級の内部関係の調整をふくめて普遍性をもった社会生活規範である」、すなわち、階級性をもたない法である。「他方は独裁性をもった階級抑圧のための規範であり、もっぱら被支配階級に対処するためのものである」、つまり、階級性をもつ法である。また、「各階級社会は大体かくのごとくである」と考える。このような分け方はわれわれは非科学であると考ええる。

まず、このような分け方は超階級的な法律が存在することを認めるが、歴史的事実に合致せず、また、マルクス・レーニン主義の国家と法に関する基本原理から逸脱している。

奴隸社会においては、奴隸主の法律は、人口の大多数を占める奴隸を人とはみなさない。「ローマ法典は、奴隸を一種の物品であるとみなした。殺人に関する法律は、奴隸を除外しており、その他の人身を保護する法律は言うに及ばない」。奴隸に対しては、「どんな暴力をくわえてもよかったばかりか、奴隸をころしても犯罪とは見なされなかった」。⁽¹⁸⁾ 中国奴隸社会の「人殉」、ローマの大円形競技場における奴隸の生命をもて遊んだ格闘は、いずれも奴隸の非人間的地位を説明する。奴隸主のなんらかの部分の法律が、奴隸主を保護し、また奴隸を人間として保護するものであることを、探し出すことは難しい。また、奴隸主のなんらかの部分の法律が奴隸主の特権を擁護せず、「全社会の利益と要求を反映する」ものであることを探し出すことも難しい。

封建社会においては、農民は「どこでも一個の物のように、駄獣のように、いなもつとひどく扱われた」。「耳きり」、「鼻切り」、「目のくりぬき」、「指と手の切りおとし」、「斬首」、「車裂き」、「火あぶり」、「焼けばさみ締め」、「四つ裂き」などの刑を述べている、カロリーナ刑法典のありがたい諸章のうちで、恵みぶかい農奴領主や保護領主がまさに自分の農民に適用しなかったものは、ただの一つもない。いったいだれが農民を保護するというのか？裁判所には、小領主や坊主や都市貴族や、

またはなんのために自分が給料をもらっているのかをよくわきまえている法曹家やがすわっていた。⁽¹⁹⁾」わが国の長期の封建社会においては、「法は役人の口にあり、銭は地主の手にある」、「役所の門は南にむかって開いているが、道理があっても金があればやってくるな」の状況は、地主階級の法が特権法であることを説明する。「殺人の罪をみずからの命で償う」は、普遍的な規範であると言いうるが、封建社会においては、皇族、官僚、地主が人を殺したとしても命を償うことはせず、「八議」のほかに、法律はさらに明文で、死罪は金銭であがなうことができると規定する。例えば、漢は死罪を金二斤八兩であがない、晋は二斤に改め、隋は銅二百斤に改め、唐は銅百二十斤に改めた。それゆえ、地主階級の法の一部分が階級性をもち、一部分が階級性をもたないと考えるような主張はとても成り立たない。

ブルジョアジーは、自己の法が全人民の意思の体现であることをきまつて標榜し、口さきで、ブルジョアジーは一部分の法が階級性をもつことさえ認めないのである。しかし、「労働者は、法律のうえでも事実のうえでも、有産階級つまりブルジョアジーの奴隷である」。「古代の露骨な奴隷制度とちがう点がある」とすれば、それはただ、現在の労働者が自由であるように見える、ということだけである。なぜなら、いまの労働者は一度

に売られるのではなく、一日ごと、一週間ごと、一年ごとにこしずつ売られるからであり、またある所有者が他の所有者に労働者を売るのではなく、労働者が自分で自分自身を、このような方法で売らなければならないからであるが、それというのも、労働者がある一有産者の奴隷であるところか、有産者階級全体の奴隷であるからである。⁽²⁰⁾ブルジョアジーは、「自由」「平等」「博愛」および「法律の前に人は平等」等のスローガンを用いて、このような「奴隷制」を粉飾しおおいにかくそうとする。当然、これらのスローガンが、封建専制に反対する闘争において、かつて進歩的作用を果たしたことを、われわれは否定しない。しかし、一方では、これらのスローガンは、私有制の基礎が不動であることによって、虚偽的で人をあざむくスローガンとなりはじめた。他方で、現在見るところ、これらのスローガンは、ますます、私有制と階級の消滅に反対し、真の平等の実現に反対するためにブルジョアジーによって巧妙に用いられる武器となっている。それゆえに、もしもブルジョア法の一部分が階級性をもち、一部分が階級性をもたないということも、事実と合致しないのである。

わが国の社会主義の法は、搾取階級が階級としてもはや存在しなくなった後において、階級性をもたなくなったのであろうか。われわれは、このように言うことはできないと考える。な

ぜなら搾取階級が階級として消滅した後において、搾取階級の残余は依然存在する。さらに階級闘争も存在する。階級的差異、三大差異の消滅は、いっそう長期の任務である。搾取階級のイデオロギー形態の影響も短期間には一掃できないのである。国際上の階級闘争も、必然的に国内に影響をもっている。従って、われわれの法は、依然、プロレタリア的階級性を具有する。それなら、われわれの法の一部分は階級性をもたないであろうか。そうではない。周論文は、「種子法」「森林法」「環境保護法」を例にあげ、この類の法は「社会全体の利益と要求を反映」し、階級性をもたないと考える。このような見方にも、われわれは同意できない。

第一に、「種子法」「森林法」「環境保護法」は階級性をもたないとするのであり、明らかにこれらの法が調整するところの対象からのみ着眼し、種子、森林、環境はいずれも自然物であって階級性をもたず、従って関連する法も階級性をもたないとするのである。「森林法」と「環境保護法」を例に分析してみよう。「森林法」は、わが国の林業を保護し発展させる有力な武器である。その第三条は、「憲法の現段階の生産手段所有制に関する規定にもついで、森林は社会主義的全人民的所有および社会主義的勤労集団的所有に属する」と規定する。国家の森林に対する保護は、社会主義公有制に対する保護の重要な側面

の一つである。その法は、さらに、各级政府機関が関連部門を設立し、もしくは人員が専門的に管理に従事し、森林を保護する活動を規定する。管理を強化し、森林を保護するために、林区において、林業検査員、公安機関もしくは林業警察を設けること、および管理、保護、奨励、懲罰の方法等々を規定する。若干かかげたこれらの内容からだけでも、われわれは、「森林法」は社会主義の経済法であり、その階級性は抹殺できない、とはっきり見ることができる。搾取階級国家の森林法も、階級性をもつのである。例えば、一八四二年、ドイツ帝国第六回ライン州議会における地主たちは、恥もなく立法権を濫用して、木材窃盗法を採択した。マルクスはその法を論評するときに次のように指摘した。地主たちはこのように任意に立法し、貧乏人が枯枝を拾ったことを木材窃盗の犯罪行為と宣言し、というのはいくらは、このような行為が「木材の国家神聖」所有権そのものを侵害する」と考えるからである。このようにして、「国家組織といわず、それぞれの行政官庁の職務といわず、いっさいのものは、その秩序を失って、森林所有者の手段になりさがり、彼の利害が全機構を左右する魂となるのである。国家の機関は一つのこらず、森林所有者の利害が聞き、見はり、測り、かばい、つかみ、走るための耳、目、腕、足となりはてるのである。」⁽²⁾ここでの階級性は、何んと明らかに表現されているではない

か。

第二に、法の階級性は、法律それ自体から考察するだけでなく、これらの法律制定の根拠、立法機関、および具体的に実施に責任を負う機関の性質等々の側面から総合的に考察すべきである。それは、どの階級の、どの法律も孤立的でなく、そのときの所有制の性質、国家権力の性質および憲法とその他の法律を離れて存在することができないからである。周論文が階級性をもたないと考え、わが国の「環境保護法」についていえば、その第一条は明確に、「中華人民共和国憲法第十一条の『国家は、環境と天然資源を保護し、汚染およびその他の公害を防止する』ことについての規定にもとづいて、本法を制定する」と指摘する。周論文は、わが国の憲法もしくは憲法のいくつかの条文が階級性をもたないとはいっていないが、それなら憲法にもとづいて制定された「環境保護法」はどうして階級性をもたないことになるのか。これは論理的に正しいだろうか。又、本法の第三十二条は、「環境を著しく汚染し破壊して、人身の傷害・死亡をひきおこし、または農業・林業・牧畜業・副業・漁業に重大な損害を与えた単位の指導者・直接の責任者またはその他の公民に対して、行政上の責任・経済上の責任を追及し、さらに法にもとづいて刑事責任を追究しなければならない」と規定する。ここで刑事責任を追究するにあたって依るべき関係刑事

中国における法の階級性論争

法規は、周論文の論理にもとづくと「環境保護法」にひどく違反する者の刑事責任を追究するときであっても階級性がないことになるのか。もしもこのように法律を分解するならば、憲法から各法部門、実体法から手続法にいたるまでを、こちらの部門は階級性があり、あちらの部門は階級性がないとすることになる。又、同一法律のこちらの部分の条文は階級性があり、あちらの部分の条文は階級性がない。さらに、同一条文でもこちらの項は階級性があり、あちらの項は階級性がないことになる。これは、法を研究する科学的方法であるといえようか。わが国の法律は、その中にそれぞれの経済法をふくみ、いずれも国家の立法機関によって制定され、プロレタリアートと広汎な人民の意思と利益を体现することを指摘しなければならぬ。それは、飛行機もしくは自動車等々とは決して同じでなく、どの国家、どの工場がつくったものであっても、われわれが必要とするかぎりにおいて、求めて自分のために所有し、使用することができる。

第三に、周論文がいうところの一部の法は、「普遍性をもった社会生活規範である」であり、明らかに、法律の普遍的効力もしくは全体的に従い行う効力を指すのである。もしもこのことを理由として、一部の法が階級性をもたないことを説明するならば、それはいっそう成り立たない。というのは、いか

なる法律も、一定の階級の意思を国家意思に上昇し、それによって普遍的効力を獲得し、また、国家の強制力を後楯とし、すべての人が全体的に従い行うことを保証するからである。これは、正に法がその他の社会的行為規範と異なる一つの特徴である。周論文の観点からみるならば、「環境保護法」は、「環境をいささかきれいにする」のであり、「プロレタリアートという一階級にとっただけ有利である」のではなく、反映するものは、「全社会の利益と要求」であり、「普遍性をもった社会生活規範」であり、従って階級性はないのであり、それなら、わが国の刑法および解放初期に制定された「土地改革法」「懲治反革命条例」「懲治貪汚条例」は、反革命分子、刑事犯罪分子、地主分子、汚職分子に対して不利であることによって、階級性をもち普遍的効力をもたないのであろうか。ここにおいて、周論文は、明らかに、法が調整する対象と法の効力という二つの問題を混同している。それぞれの法律は、その特定の調整対象をもち、領域もそれぞれ異なるが、しかしその効力は法律が明文で規定する場合（例えば、いくつかの少数民族地区にのみ適用される単行法規）以外は、普遍的で全国に適用される。「森林法」はもとより、林区と林業主管部門との関係がいっそう密接であるが、しかし、大都市の高層建物に住む人がもしも「森林法」に違反したら、その通り行政、経済ないし刑事責任を追

究される。「土地改革法」はもとより、主として農村において実施されるが、しかしそのときに都市の機関、部隊、学校、工場、商店で工作する人がもしも「土地改革法」に違反したら、人民法廷に引き渡して裁判しなければならない。その他のそれぞれの法律も、一つの例外もなくかくのごとくである。これは、社会主義法制の統一原則の重要な側面の一つである。普遍的に適用される法律は階級性をもたず、もっぱらある一部の人に適用される法律だけが階級性をもつと考えるのは、正にきわめて大きな誤解である。このような分け方にもとづくと、わが国の刑法は「独裁性をもった階級抑圧のための規範」と考えられるが、それはいささかの疑いもなく、普遍的効力をもち、刑法は階級性をもたないことになろうか。こうであるならば、周論文自体はそれをもっている、法が二つの部分を有するとする観点はくつがえるのではなからうか。

わが国の法は労働者階級の意思のみを体现すると考えるのは実際の情況に合致しない

もしも周論文が、法の階級性問題において広きにすぎるとするならば、唐論文はこれと反対にわが国の社会主義法の階級性問題の理解において、狭きにすぎるのである。唐論文の基本的観点は、簡単に言えば、わが国の社会主義法は「労働者階級の意思の体现にはかならない」ということである。これは、階級

闘争のレッテルをいたるところに張ったあの時期においてはかなり普遍的な観点であったといえる。しかし、実践的検証を経たのち、そして、わが国の階級状況に根本的な変化が生じたのちにおいては、次のことをはっきりと見てとることができると。つまり、このような観点は実際的情況に合致しないだけでなく、

又、マルクス主義の科学的思想体系にも合致せず、さらに一切の積極的要素を充分に按配し、心を一つにして「四化」を大に行なうのに不利であるだけでなく、法制をいっそう強化し、法の、社会主義現代化建設事業を保障し促進する作用を充分に發揮する上に不利である。一言でこれをいうならば、このような観点は有害であり、とることができない。

唐論文は三つの側面から自己の観点を論証しているが、われわれがもしも事実にもとづいて三つの側面を分析するならば、引き出される結論は、わが国の社会主義法は労働者階級と広汎な人民の意思の体现にはかならないのである。

第一に、経済的土台と上部構造の關係からみよう。法は上部構造の重要な構成部分であり、その性質は経済的土台によって決定され、経済的土台に奉仕するのである。わが国の憲法第五条は、「中華人民共和国の生産手段所有制には、現段階では主として次の二種類がある。すなわち、社会主義の全人民的所有制と社会主義の勤労大衆による集団所有制である」と規定す

る。この二種的所有制は、わが国の社会主義的公有制とともに構成する。この二種的所有制には、公有の程度において差異があることは否定できない。根本から言えば、このことはわが国の現段階の生産力の發展水準によって決定される。われわれは、全人民的所有制が「労働者階級の根本的利益を体现し」、広汎な人民の根本的利益を体现しないとは決して言いえないし、さらに、集団的所有制をどうでもよい地位におくことはできないし、それはあたかもその他の勤労大衆の利益を体现するだけで、労働者階級と關係がないかのようである。さらに言えば、集団的所有制には、農業のほかに工業、商業等があり、農業がわが国国民経済の基礎であるといわなかったり、農業が生成する上に依って立ちその上に確立される土台の外に排除することは、きわめてでたらめなことである。単に集団的所有制の工場でいえば、そこでの労働者は労働者階級ではないのだろうか。唐論文は、「全人民的所有制の経済は、国民経済における指導的な力であり」⁽²²⁾、「發展の方向を代表している」ことを強調するだけであり、明らかに強調しすぎているのである。こうであれば、法が生成し確立するに依って立つ土台には全人民的所有制だけが残り、集団的所有制をそこに含む社会主義的公有制ではない。法が体现する意思には、全人民的所有制企業の労働者階級の意思のみが残り、集団的所有制企業の労働者さえ

も排除してしまうのである。このような観点は、われわれの賛成できないものである。

第二に、国家権力と法の関係からみよう。わが国は、労働者階級が（共産党を通じて）指導する労農同盟を基礎とする人民民主独裁、すなわちプロレタリア独裁の社会主義国家である。国家権力のこのような性質は、わが国の法が労働者階級および広汎な人民の意思の体现であることを決定している。搾取階級の国家は、奴隸主の国家、封建地主階級の国家、それともブルジョアジーの国家であろうとも、私有制の土台の上に樹立され、少数の搾取者と広汎な被搾取者の意思と利益は根本的に対立している。従って、それらの法は人口の少数を占める支配階級の意思を体现するにすぎない。階級の消滅と全人類の解放を、自己の任務とする労働者階級と広汎な人民の意思および利益は根本的に一致するのであり、従って、社会主義の法は労働者階級という一階級の意思と利益だけを体现するのではなく、必然的に同時に広汎な人民の意思と利益を体现するのである。党の綱領、路線、方針、政策は集中的に、「労働者階級の根本的利益と要求を反映しており」、それとともに広汎な人民の根本的利益と要求を反映している。もしもこうでないなら、わが国の民主革命は成功したであろうか。それは、労働者階級の孤軍奮闘の結果であると言えようか。もしも党の綱領、路線、方針、

政策が広汎な人民（わが国においては、まず億万の農民である）の根本的利益と要求を代表しないとすれば、広汎な人民は自発的にわが身を顧みず、長期にわたるきわめて困難な革命戦争に参加し支持したであろうか。「土地改革法」は、労働者階級が億万農民に強制しているとは決して言いえない。党の農業、手工業および資本主義工商業に対する社会主義的改造は、わが国の最初の憲法におごそかにもりこまれていたが、労働者階級の意思だけの体现であろうか。唐論文のこのような論述においては、明らかに労働者階級（共産党を通ずる）の指導という点を絶対化しており、読んだあとに人に労働者階級の指導がすべてであるという感覚をもたせるのである。このような観点は、われわれの国家権力の性質およびわが国の社会主義法の性質に対する誤解であり、それは客観的实际に合致しないだけでなく、マルクス主義の基本原理にも反し、党の政策と策略を貫徹し実施する上にも有害であると指摘せざるをえない。

第三に、わが国の歴史的使命からみると、同様に、社会主義の法が「労働者階級の意思の体现にはかならない」ことを証明できない。階級を消滅させ、三大差異を消滅させ、共産主義を実現することは、労働者階級の歴史的使命である。社会主義の法は、労働者階級のこのような綱領的な要求を体现するだけでなく、このような歴史的使命を実現する重要な道具である。マ

ルクスは、労働者運動の基礎において、このような歴史的使命を指摘した。労働者階級は、マルクス主義を通じて自己のこのような歴史的使命を認識し、そのために奮闘する。労働者階級およびその政党は、もしも、この歴史的使命を自己の階級的根本利益の所在であるとみなし、広汎な人民に、これがまた彼らの根本的利益の所在であることを認識するように導き教育しないならば、この歴史的使命はいかなる国家においても、つねに紙の上もしくは口さきだけにとどまらざるをえない。『共産党宣言』は、早くも「これまでのあらゆる運動は、少数者の運動か、あるいは少数者の利益のための運動であった。プロレタリア運動は、大多数者の利益のための大多数者の自主的な運動である」と指摘している。もしもこの点をみず、労働者階級と、歴史上において少数者のための利益だけをばかる各支配階級を同一視するならば、労働者階級はもつとも革命的で、もつとも自覚的で、最大の公平無私の階級ではなくなってしまうのである。このことと結びついて、社会主義の法は、最高類型の、新型の法ではなくなる。

唐論文は、どうもある人がわれわれの法を「全人民」の法であると誤認していることを懸念することから出発し、いきすぎを是正するというでわれわれの法を「労働者階級の意思の体現にはかならない」とみなすようである。われわれは、この

ような懸念は必要がないと思う。われわれは、社会主義の法は、労働者階級と広汎な人民の意思の体現であるというが、これは「全人民」の法と区別がはっきりしている。

われわれは、第一に搾取階級の残余の存在を否定しないし、第二に階級闘争がすでに完全に消滅したとは考えない。第三に、反革命と各種の犯罪行为を階級闘争と全く関係のない現象であるとはみなさないものであり、どうしてもわれわれの法が「全人民」の法であると言いえようか。

以上が、われわれの周論文と唐論文に対する若干異なる見方であり、妥当でないところは、周、唐両同志および読者にとりかねない指正を願いたい。

原注

(1) およそ出所を明記しない引用文は、いずれも『法学研究』一九八〇年第一期の「法の階級性に関する討論特別欄」を見よ、以下同じ。

(2) 『マルクス・エンゲルス全集』(大月版) 第二一卷 九九頁。

(3) 『レーニン全集』(大月版) 第二九卷 四八二頁。

(4) 『マルクス・エンゲルス全集』補巻4、四二〇頁以下。

(5) 同右、第二一卷 一一〇頁。

(6) 同右、第三巻 三四七頁。

中国における法の階級性論争

一三二

- (7) 同右、同頁。
- (8) 同右、第二一卷四七頁。
- (9) 同右、第二一卷八三頁。
- (10) 『古代社会』商務印書館一九七七年、上冊二五五頁注(15)を見よ。『マルクス・エンゲルス全集』補巻4、四一六頁〕
- (11) 同右、二四八―二四九頁を参照。〔同右四一六―七頁〕
- (12) 『モルガン「古代社会」摘要』七九頁。〔同右〕
- (13) 『古代社会』上冊、二五二頁。〔荒畑寒村訳上巻、彰考書院、二七三頁〕
- (14) 『マルクス・エンゲルス全集』第二一卷一六八頁。
- (15) 同右、同巻一〇六―七頁。
- (16) 同右、第一九卷三二三頁。
- (17) 同右、第二一卷九九頁。
- (18) 『レーニン全集』第二九卷四八七頁。
- (19) 『マルクス・エンゲルス全集』第七巻三四六頁。
- (20) 同右、第二巻三一―一頁。
- (21) 同右、第一巻一五一頁。
- (22) 「中華人民共和国憲法」第六条。
- (23) 『マルクス・エンゲルス全集』第四巻四八六頁。
- 訳注

[1] 夏が子孫に伝わり、一家が天下を占めるの意。

[2] ア・アルジャンツィン著（佐野英訳）『一九二二年ロシア社会主義連邦ソヴェート共和国土地法』四九頁参照。

[3] 新婚姻法（一九八〇年九月一〇日採択、一九八一年一月一日施行）の第六条では「三代以内の傍系血族」に改められている。なお、「五代」「三代」は、それぞれ日本の「八親等」「四親等」にあたる。

[4] 「八議」とは、曹魏以後の歴代王朝が、刑律において八種類の権勢と富をもつ人物の犯罪について規定した特殊な優遇である。曾炳鈞「中国封建刑律中的八議」（『法学研究』一九八一年第二期五一頁以下）参照。

（西村幸次郎訳）

唐琮瑤「ふたたび社会主義法の階級性について——劉瀚、吳大英両同志に答える——」

『法学研究』一九八〇年第三期は、劉瀚、吳大英両同志の「法の階級性について」をのせ、私が本刊第一期に発表した「社会主義法は、労働者階級の意思の体现である」の一文に対して異なる意見を提起しているが、歓迎したい。しかし、劉・吳両同志の文章の中のいくつかの観点は、簡単には同意できない。今、再び未熟な意見を提起し、劉・吳両同志に対して教えをこい、

法学界の同志に指正を願いたい。

一、異なる階級の階級的意思は異なる。

いわゆる意思とは、既定の目的を達成するために、自覚的に努力する心理状態の一つである。階級社会においては、異なる階級は、彼らがおかれている経済的地位と政治的地位の相違によって、各階級はその他の階級とは異なる特殊な本能と要求を有する。このような本能を表現し、このような要求を実現するために自覚的に努力する心理状態こそ、各階級の階級意思である。各階級の階級意思は当該階級の根本的利益を代表しており、その内容は当該階級のおかれた物質的生活条件によって決定されるのである。ここから次のことがわかる。第一に、支配階級と被支配階級の階級意思は一つではありえない。第二に、支配階級もしくは被支配階級が一つではなく数個であるならば、彼らのそれぞれの階級意思も一つではありえない。存在が意識を決定するということは、マルクス主義の基本原理である。例えば、半封建・半植民地の旧中国においては、被支配階級は、労働者階級、農民階級、小ブルジョアジー、民族ブルジョアジーをふくむ。この四つの階級は被支配的地位におかれているが、その階級意思は、三大敵を打倒するという共通点をもつことはもとよりであるが、さらに種々の相違も存在する。このことは、彼らのそれぞれの物質的生活条件によって決定される。

中国における法の階級性論争

正にこのような階級的差異、階級意思の相違によって、四つの階級は民主主義革命の原動力ではあるが、その革命性は異なり、革命の中でおかれている地位と果たす作用も異なる。このことは、歴史的事実によって証明されている。社会主義制度の下においては、支配的地位におかれている労働者階級、農民階級およびその他の人民範疇に属する各階級階層の、その根本的利益は一致する。しかし、彼らの物質的生活条件の相違が、彼らのそれぞれの階級意思の相違を決定する。階級意思の基本方向の一致する前提の下に、労働者階級の階級意思は支配的地位を占め、主導的作用を果たすのである。従って、労働者階級が具有するところの階級意思を、人民範疇に属するその他の階級、階層は、完全には具備しておらず、労働者階級の彼らに対する教育もしくは何らかの程度の闘争をへて改造されてこそ、彼らは労働者階級の階級意思をしいに受け入れることができる。

当然に、支配的地位におかれ、もしくは被支配的地位におかれるいくつかの異なる階級に差異はあるが、彼らの基本的利益は一定の条件の下で一致する可能性がある。しかし、根本的利益の一致は、全部の利益の一致と同じではなく、階級意思の同一ではなおさらない。同様に、労働者階級の階級意思は、広汎な人民大衆の根本的利益を代表しており、代表者と被代表者が同一であることにはならない。そうでないならば、われわれは

どうして社会主義の条件の下で、党の指導を堅持し、社会主義の道を堅持し、プロレタリア独裁を堅持し、マルクス・レーニン主義、毛沢東思想を堅持することを提起するののか。

二、階級性と階級闘争を正しく理解しなければならない。

本質からいえば、法の生成、存在および作用の發揮は、階級の生成・存在、そして階級闘争の存在とわけることができない。法学上からいえば、又、政治学、社会学、哲学上からいえば、いくつかの社会現象の階級性とその現象が反映するところの階級闘争は一つのことではない。社会主義法が労働者階級の意味の体现であるというのは、正に法の本質をいうのであり、又、劉・吳両同志の文章でいうところの「われわれの法は、……プロレタリアートの階級性を具有する」ということである。ここにおいては、第一に、社会主義法のプロレタリア的階級性を強調し指摘することは、「階級闘争を誇大化する」ことを決して意味しない。というのはプロレタリア的階級性は、階級闘争という内容を主として包括するのではないばかりか、いっそう広汎で深刻な内容を有している。階級性は政治性ともいうことができる。政治は、階級関係において少なくとも以下の三つの意味をふくむ。一つは当該階級内部の組織関係であり、二つには当該階級と友好階級間の協力関係であり、三つには当該階級と敵対階級との闘争関係である。プロレタリア的階級性を「階級

闘争」としてのみ理解し、プロレタリア的階級性については「階級闘争」のみを想い出すならば、これは、はっきりさせなければならない、あいまいな認識である。第二に、われわれが、労働者階級の階級意思と広汎な人民の根本的利益が一致することを指摘するとともに、両者の相違を強調し指摘する目的は、労働者階級（共産党を通じての）の指導を堅持することであり、労働者階級と人民範疇に属するその他の階級、階層との「階級闘争」をつくりだすことではない。もしも労働者階級の階級意思を大衆の意思に「降格」、もしくは混同するならば、社会主義法のプロレタリア的階級性もはや存在しなくなり、社会主義法制建設はプロレタリア的法律観によって指導する必要がなくなる。社会主義的条件の下で、大衆性と労働者階級の階級性は、本質的に一致するのであるが、同じではない。われわれは無条件に（つまり、労働者階級へ共産党を通ずる）の指導を弱めもしくはのがれる）大衆の自発性を提唱もしくは奨励することはできない。そうでなければ、正に劉・吳両同志の文章で指摘するように、「労働者階級はもっとも革命的で、もっとも自覚的で、最大の公平無視な階級ではなく、なってしまう。このことと関連して、社会主義の法も、最高類型の、新型の法ということにはならなくなる。」第三に、林彪、「四人組」の十年の災いの教訓を総括し、社会主義法制問題において、プ

ロレタリア法律観の作用を強調しなければならない。そのとき、われわれの法律制度には、あるものは社会主義の名だけが存し、社会主義の実はない。一連の社会主義の法律、法令は、国家の根本大法である憲法をその中にふくめて、いずれもひどい破壊をこうむった。立法、執法、守法のかなり多くの環は、ひどく社会主義の方向をはなれ、取り消され、破壊され、方向を改纂され、きわめて大きな悪い結果をつくりだした。これについては、長期にわたり、是非を区別する基準がなく、正すことができず、又正しようがなかった。今日にいたるまでいくつかの問題は、まだ徹底的に解決されていない。当然、このような状況は、多くの要素がつくりだしたものである。その中で、相当に重要な要素の一つは、確実にプロレタリアートの法律観を、法制建設指導の根本準則としておらず、ブルジョア的、封建主義的法律観が機に乗じて攪乱し、人々の思想を攪乱したのである。社会主義法が労働者階級の意味の体现であることを強調し、プロレタリア法律観は、社会主義法制建設を強化する根拠、準則であることを強調するのは、正に、ブルジョア的ないし封建主義的法律観を一掃し、社会主義法制建設の正しい方向を堅持するためであり、決して階級闘争を誇張するためではない。

三、社会主義法が労働者階級の意味の体现であるとい

中国における法の階級性論争

うことは、結局のところ「誤り」はどこにあるか。

私は前の文章で次のように指摘した。「わが国の社会主義法の階級性は、それがプロレタリアート独裁の権力を通じて表現される労働者階級の階級意思であることにある。」それとともに次のようにのべた。「社会主義公有制は、社会主義的全人民的所有制と社会主義的勤労大衆の集団的所有制をふくむ。後者は、過渡的なものであり、前者は発展の方向を代表しており、労働者階級の根本的利益の所在であり、労働者階級の利益の集中的体现である。」この論点から出発して、どうして私が前の文章でとった観点が、全人民的所有制は、「広汎な人民の利益を体现せず」、「集団的所有制を重視するに足らない地位におき」、集団的所有制は「労働者階級と関係がない」等の結論を導き出すことができようか。私が強調するのは、全人民的所有制が集団的所有制と基本的に一致するということのはかに、両者の区別と差異を説明しようとすることであり、一方によって他方を否定することでもないし、またそれもできない。又、このような区別と差異は、社会主義制度下の異なる物質的生活条件を体现している。このような区別と差異は、わが国憲法の中に反映されており、若干の部門の法の中にも明文の規定がある。例えば、『選挙法』第一〇条、第一条、第二二条の地方各級人民代表大会代表定員に関する配分原則、第一四条の全国

人民代表大会の定員に関する配分原則もかくのごとくである。農村の各代表が代表するところの人口数は、鎮の各代表が代表する人口数の四倍であり、都市の各代表が代表するところの人口数の五倍もしくは八倍である。すなわち、もしも一〇万都市の選挙民毎に一人の全国人民代表大会の代表を選挙するとするならば、農村においては八〇万選挙民毎に一人の代表を選ぶことになる。人民代表大会制度は、わが国の根本的政治制度である。全国人民代表大会は、全国人民代表大会代表によって構成される最高の国家権力機関である。『選挙法』のこのような規定は、わが国の社会主義法が労働者階級の意思の体现であることを充分に説明しており、それは充分に労働者階級（共産党を通じて）の国家権力における指導的地位を保証している。当然に、この論点は、労働者階級と農民階級との区別を説明し、わが国の社会主義法に体现される、労働者階級の意思と農民階級の意思との程度の相違を説明するためであり、社会主義法が同時に農民階級の根本的利益を代表することを決して否定しない。劉、吳両同志の文章は次のようにのべる。「唐論文のこの論述においては、明らかに労働者階級（共産党を通じて）の指導という点を絶対化している」のであり、又「労働者階級の指導がすべてであるという感覚」を生みだしたのであると。これはおそらく一つの錯覚であろう。「わが国家の権力の性質とわ

が国の社会主義法の性質に対する一つの誤解である」。わが国家の権力の性質を決定するという根本問題において、労働者階級（共産党を通ずる）の指導という点は、相対的なものではないし、絶対的なものにほかならない。これは、マルクス主義のものと基本的な常識である。劉・吳両同志の文章は質問して次のようにいう。『土改法』は労働者階級が億万農民に強化されるとは決していえないのではないか？農業、手工業および資本主義的工商業に対する、党の社会主義的改造は、わが国のはじめての憲法におごそかに入れられているが、ただ労働者階級の意思の体现であろうか。』これについては、説明しなければならぬ二つの点がある。第一に、『土改法』が農民に対して有利であるということは、その全部が農民階級の意思の体现であるということと同じではない。正に党の路線、方針、政策が、広汎な人民の根本的利益を代表し、人民大衆が擁護・執行することは、人民大衆と党組織が同じであることと等しくないように、ここには指導と被指導の関係があり、代表と被代表の相違がある。第二に、わが国のはじめての憲法が規定するところの、農業、手工業、資本主義的工商業に対する社会主義的改造は、いくつかの階級の階級意思の混合であると決して理解することができない。というのは、階級意思についていえば、いくつかの異なる階級は、もしも意思の上で混合できるとするな

ら、各階級間に区別がなくなり、完全に一樣になってしまい、労働者階級は労働者階級でなくなってしまい、農民階級、民族ブルジョアジーも農民階級、民族ブルジョアジーではなくなくなってしまふ。それぞれの階級が独立した階級意思をもつということは、一つのことであり、根本的利益の一致する各階級が代表をもつことは又別のことである。

四、社会主義法の階級性と人民性は統一されている。

われわれの国家は、労働者階級（共産党を通じて）が指導するところの、労農同盟を基礎とするプロレタリア独裁の社会主義国家である。社会主義法が労働者階級の意思の体现であるということは、当然に社会主義法の人民性を否定するものではなく、社会主義法が広汎な人民大衆の根本的利益および要求を反映、保護しないというのではない。社会主義法の階級性と人民性は統一されている。労働者階級の意思そのものは、広汎な人民大衆の根本的利益を代表し反映しており、人民大衆の願望、要求と一致する。このことにもとづいて、このような関係をはつきりするために、わが国の社会主義法の階級の本質を表現するさいに、当然次のようにいうこともできる。わが国の社会主義法は労働者階級の意思の体现であり、それとともに、労働者階級の指導下の広汎な人民大衆の根本的利益と革命的意思を代表している。―これは又、劉異同同志の文章を拝読したの

ち、私の「社会主義法は労働者階級の意思の体现である」という一文に対する補充である。

（西村幸次郎訳）

〔本翻訳紹介は、「法の継承性に関する研究」に対する文部省科学研究費の助成による研究成果の一部である〕